

医療事故・紛争対応研究会 会則

第一条（名称）

本会は、医療事故・紛争対応研究会と称する。英文名を The society of medical conflict management とする。

第二条（事務局（本部）・地方事務局）

本会は、事務局（本部）、および必要に応じて地方事務局を置く。

第三条（目的）

本会は、医療事故対応の問題をはじめ、医療事故・医療紛争の問題を真に解決するために、次条に掲げる事業を行うことによって、安全・安心な医療の確立に貢献することを目的とする。

第四条（事業）

本会は、次の事業を行う。

- 1) 年次カンファレンスの開催
- 2) 地方セミナーの開催
- 3) オンラインジャーナルの発行
- 4) 医療事故・紛争対応人材養成講座の開催
- 5) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第五条（会員）

本会は、その会員を「正会員（以下、会員）」および「賛助会員」とする。

- 1) 正会員：前条に定める地方セミナーないしは人材養成講座を受講した者をはじめ、本会の事業に積極的に参加する意思があり、世話人会が入会を認めたる者
- 2) 賛助会員：会の趣旨に賛同し前条に掲げる事業の遂行を支援する団体のうち、世話人会が賛助会員と認定した団体

第六条（世話人）

本会は、世話人を置き、任期を 2 年とする。なお、世話人は、別に定める方法により選出する。

第七条（世話人会）

本会は、会の運営に関する諸事項を審議・決定するために、世話人会を置く。世話人会は前条で規定した世話人で構成され、議決は世話人の半数を持って可とする。

第八条（総会の開催）

本会は、世話人会の招集により、年 1 回、総会を行う。総会は、世話人会が必要と認

めたときも開催することができる。総会の運営方法については別に定める。

第九条（会費）

本会は、会員から年会費を徴収する。年会費の額等については別に定める。

第十条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合その資格を喪失する。

- 1) 本人が退会を申し出た場合
- 2) 年会費を継続3年以上滞納した場合
- 3) 総会の決議により除名された場合

第十一条（資産とその管理）

本会の資産は次のとおりとし、その管理は事務局（本部）が行う。

- 1) 会費収入
- 2) 事業に伴う収入
- 3) 寄附金品
- 4) その他の収入

第十二条（監事）

本会は、会務ならびに会計に関わる事項について監査するために2名の監事を置く。
監事は、年一回、総会において会員に対しその結果を報告する。

第十三条（顧問）

本会は、事業を遂行するうえで必要と認めた場合、世話人会の議決により、会に顧問を置く。

第十四条（会則の変更）

会則の変更は、世話人会の議決により行う。会則を変更した場合、世話人会は、会員に対しその旨を報告しなければならない。

付則

本規約は、平成17年10月23日をもって発効する。

細 則

事務局（本部）・地方事務局に関する細則

事務局（本部）ならびに地方事務局は、世話人が分担して担当し、担当者は世話人会で決定する。

事務局（本部）は、庶務・会計等、会の諸事務を担当する。なお、世話人会の議決により、世話人以外の者をこの実務担当者とすることができる。

地方事務局は、地方セミナーの開催等、地方における諸活動を担当する。なお、全国の6つの地域に地方事務局を置く。地域区分は下記の通りとする。

- 1) 北海道・東北地方
- 2) 関東・信越地方
- 3) 東海・北陸地方
- 4) 近畿地方
- 5) 中国・四国地方
- 6) 九州・沖縄地方

事業に関する細則

事業内容は、世話人会の決議により決定し、決定後、会員へ報告するものとする。設立時に定める事業内容は下記のとおりとし、1)～6)を会員対象、2)4)を、会員・非会員対象とする。

- 1) 年次カンファレンスの開催
- 2) 地方セミナーの開催
- 3) オンラインジャーナルの発行
- 4) 医療事故・医療紛争対応人材養成講座の開催
- 5) 重要判例検討会の開催
- 6) 現場支援活動（Q & A）の実施

各世話人は、分担して各事業を担当する。なお、1)については、地方事務局担当の世話人が全員で担当する。2)については、当該地方事務局が担当する。

世話人に関する細則

世話人の選出に関する細則は、第一回改選時までには世話人会で決議し、会員へ報告する。なお、世話人は、地方事務局の配置に配慮し、選出する。

世話人会に関する細則

世話人会は、少なくとも年1回開催し、会の運営に関わる諸事項を審議する。世話人会は、重要な事項について決議した場合、その後に開催される総会で会員の承認を得

るものとする。なお、世話人会は、インターネットを利用して行うこともできる。

総会の開催に関する細則

総会は、年次カンファレンスと同月に開催する。総会は世話人会が招集し、地方事務局担当世話人がこれを担当する。なお、総会は、インターネットを利用して行うこともできる。総会の運営方法については、第一回総会までに世話人会が決議し、第一回総会の開始前に会員の承認を得る。

会費に関する細則

会費は年 3,000 円とする（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）。納入された会費については、理由の如何を問わずこれを返還しない。納入期間は毎年 4 月 1 日～4 月 30 日とする。初めて入会する場合は、その時点とする。なお、本会設立年度の会費は、次年度の会費を含むものとする。

資産とその管理に関する細則

事業収益の運営・管理に関する規定など、会の資産に関する具体的な規定は、諸事業の実施内容等、設立後一年間の会務の状況をみた後、世話人会がこれを定める。それまでは、世話人会が責任を持って、適切に資産を運営・管理する。

顧問に関する細則

顧問は、世話人会に出席して意見をのべることができる。ただし、議決権は持たない。

付帯決議

世話人会がその必要があると判断した場合、本会を専門的な学術団体として発展させる。

【世話人会に関する細則】

二年ごとの改選に基づき、新しい世話人が選出された場合には、世話人は、会の事業が滞ることがないように、速やかに世話人会を開催し、次の事項を決定しなければならない。

- (1) 会が実施する事業
- (2) 各地方事務局担当者
- (3) 一号に示す事業を実施する上で特に担当者を設けることが必要と判断した場合には、その担当者

(平成 19 年 10 月追加)

世話人会は、互選により世話人代表を選任することができる。(平成 19 年 10 月追加)

世話人会は、事業の執行にあたり、必要があると認めた場合、特定の執務を行う委員会を設置することができる。なお、委員の選出は、世話人会が行うこととする。(平成 19 年 10 月追加)

【会費に関する細則】

2 月 1 日以降に入会する者については、入会年度の会費に次年度の会費も含まれるものとする。(平成 19 年 10 月追加)